

高山市発注の建設工事に係る完全週休２日制（土日）工事実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、高山市が発注する建設工事の週休２日を確保する工事（以下「完全週休２日制（土日）工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（発注方式及び対象工事）

第２条 完全週休２日制（土日）工事は、高山市が発注する工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

（１）完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）

現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事、営繕工事を含む。）とし、完全週休２日を原則とする。

（２）完全週休２日制（土日）工事（交替制）

ア 社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含み営繕工事を除く。交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等）

イ 災害応急対策（競争入札の場合）

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は完全週休２日制（土日）工事の対象としない。

（１）災害その他避けることのできない事由により現場閉所及び交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合）、除雪業務委託等）

（２）現場閉所及び交替制のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等）

（３）発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く。）が著しく短い工事（１週間程度）

（用語の定義）

第３条 完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

（１）「週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。

（２）「完全週休２日」とは、対象期間において、週休２日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

- (3) 「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間において、週休 2 日を確保し、かつ土曜日及び日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (4) 「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。
- (5) 「対象期間」とは、工事開始日（工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。
- (6) 「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇 3 日間、年末年始休暇 6 日間、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責に帰すことができない理由により、休工又は現場作業を余儀なくされる期間をいう。
- (7) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (8) 「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率をいう。
- (9) 「完全週休 2 日（土日）（現場閉所）」とは、対象期間の全ての週で週休 2 日を確保し、かつ土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。
- (10) 「月単位の週休 2 日（現場閉所）」とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも 4 週 8 休に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に 4 週 8 休以上を達成したとみなす。
- (11) 「通期の週休 2 日（現場閉所）」とは、対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

2 完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「週休 2 日（交替制）」とは、対象期間（交替制）において技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 「対象期間（交替制）」とは、元請企業については現場作業着手日から現場作業完了日までの期間を基本とし、契約後、受発注者で協議して定め、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

- (3) 「技術者」とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない現場代理人、監理（管理）技術者、下請主任技術者等をいう。
- (4) 「技能労働者」とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
- (5) 「対象者」とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間（交替制）内で連続4週間以上従事している者とする。ただし、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。
- (6) 「休日率」とは、対象期間（交替制）内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合をいう。
- (7) 「平均休日率」とは、対象期間（交替制）内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。
- (8) 「完全週休2日（土日）（交替制）」とは、対象期間（交替制）の全ての週で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。
- (9) 「月単位の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。
- (10) 「通期の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

（入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載）

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において完全週休2日制（土日）工事である旨を次のとおり記載する。

(1) 完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

一般競争入札に付する工事

本工事は、完全週休2日を原則とした完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休2日制（土日）工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

本工事は、完全週休2日を原則とした完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休2日制（土日）工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 完全週休2日制（土日）工事の実施

本工事は、完全週休2日を原則とした完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休2日制（土日）工事実施要領」を参照してください。

(2) 完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

一般競争入札に付する工事

本工事は、完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休 2 日制（土日）工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

本工事は、完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休 2 日制（土日）工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 完全週休 2 日制工事の実施

本工事は、完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休 2 日制（土日）工事実施要領」を参照してください。

（実施方法等）

第 5 条 完全週休 2 日制（土日）工事（現場閉所）は次のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、工事着手前に、完全週休 2 日（土日）の予定工程表（任意様式）を発注者に提出すること。この場合において、受注者の責に帰すことができない理由により、土曜日及び日曜日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。ただし、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、予定工程表を変更した変更予定工程表（任意様式）を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、対象期間終了時に、予定工程表又は変更予定工程表の対象期間において現場閉所日が確認できる実施工程表（任意様式）を発注者に提出すること。この場合において、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等）の提示を受け、実施工程表を確認すること。

2 完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）は次のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）休日率確認表／毎月報告（別記様式第 1 号）により、毎月発注者へ提出するものとし、対象期間（交替制）終了時には、対象期間（交替制）全体の休日確保状況を整理し、完全週休 2 日制（土日）工事休日率確認表／対象期間報告（別記様式第 2 号）により発注者に提出する。
- (2) 発注者は、受注者より提出される休日確保状況を確認する。この場合において、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。

- 3 災害等の受注者の責に帰すことができない不測の事態が生じ、週休２日制工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により完全週休２日制（土日）工事の対象外とすることができる。
- 4 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。（災害復旧工事及び営繕工事を除く。）
- 5 受注者は、工事関係者、一般通行人等が「完全週休２日制（土日）工事」であることを容易に認識できるよう、工事標識内の見やすい箇所にその内容を掲示し、周知に努めるものとする。

（工事成績評定点の加減点）

第６条 完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）及び週休２日制工事（交替制）として実施したものについては、達成状況に応じて、工事成績評定点の加減点を行う。

（工事費の補正）

第７条 完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）として発注するものについては、次項、第４項及び第５項の工事を除き、完全週休２日（土日）（現場閉所）の達成を前提とした第３項第１号の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。この場合において、対象期間終了時に完全週休２日（土日）、月単位又は週期の現場閉所率を確認し、達成状況に応じて、第３項第２号から第４号までの補正係数を各経費に乘じ、請負代金額を減額変更するものとし、予定工程表又は変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じた補正とする。ただし、契約後に完全週休２日制（土日）工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

- 2 農政部が土地改良関連で発注する工事における現場閉所率毎の補正係数
補正しない。
- 3 森林・環境政策部が森林整備関連で発注する工事における現場閉所率毎の補正係数
 - (1) 完全週休２日（土日）（現場閉所）
 - ア 労務費 １．０２
 - イ 機械経費（賃料） —
 - ウ 共通仮設費 １．０２
 - エ 現場管理費 １．０３
 - (2) 月単位の週休２日（現場閉所）
 - ア 労務費 １．０２

イ 機械経費（賃料） —

ウ 共通仮設費 1. 0 1

エ 現場管理費 1. 0 2

(3) 通期の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合でも補正しない。

(4) 通期の週休 2 日（現場閉所）が未達成の場合は補正しない。

4 農政部が土地改良関連で発注する工事以外及び森林・環境政策部が森林整備関連以外で発注する工事における現場閉所率毎の補正係数

補正しない。

5 営繕工事における現場閉所率毎の補正係数

補正しない。

6 完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）として発注するものについては、次項及び第 9 項の工事を除き、完全週休 2 日（土日）（交替制）の達成を前提とした第 8 項第 1 号の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。この場合において、対象期間（交替制）終了時に完全週休 2 日（土日）、月単位又は通期の平均休日率を確認し、28. 5 %に満たないものは、第 8 項第 2 号から第 4 号までの補正係数を各経費に乘じ、請負代金額を減額変更する。ただし、契約後に完全週休 2 日制（土日）工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

7 農政部が土地改良関連で発注する工事における平均休日率毎の補正係数

補正しない。

8 森林・環境政策部が森林整備関連で発注する工事における平均休日率毎の補正係数

(1) 完全週休 2 日（土日）（交替制）

ア 労務費 1. 0 2

イ 現場管理費 1. 0 3

(2) 月単位の週休 2 日（交替制）

ア 労務費 1. 0 2

イ 現場管理費 1. 0 2

(3) 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合でも補正しない。

(4) 通期の週休 2 日（交替制）が未達成の場合は補正しない。

9 農政部が土地改良関連で発注する工事以外及び森林・環境政策部が森林整備関連以外で発注する工事における平均休日率毎の補正係数

補正しない。

10 森林整備関連で発注した工事において、契約後に、発注した方式を完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）から完全週休2日制（土日）工事（交替制）に変更する場合は、受発注者双方協議の上、第8項の補正係数を各経費に乘じ、工期の後半に一括して請負代金を変更する。

11 森林整備関連で発注した工事において、契約後に、発注した方式を完全週休2日制（土日）工事（交替制）から完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）に変更する場合は、受発注者双方協議の上、第3項の補正係数を各経費に乘じ、工期の後半に一括して請負代金を変更する。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に着手の工事に係る高山市発注の建設工事に係る週休2日制モデル工事試行要領の対象工事については、本要領にかかわらず、なお従前の取扱いによる。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行し、令和6年9月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事について適用する。
- 2 この要領の施行の日前に着手の工事に係る改正前の高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事の対象工事については、改正後の高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領の規定にかかわらず、なお従前の取扱いによる。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行し、令和7年7月11日以後に入札公告又は指名通知を行う工事について適用する。
- 2 この要領の施行の日前に着手の工事に係る改正前の高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領の対象工事については、改正後の高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領の規定にかかわらず、なお従前の取扱いによる。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行し、令和8年7月1日以後の設計に係る工事について適用する。

- 2 令和8年7月1日前に設計の工事に係る改正前の高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領の対象工事については、改正後の高山市発注の建設工事に係る完全週休2日制（土日）工事実施要領の規定にかかわらず、なお従前の取扱いによる。

完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）休日率確認表／毎月報告

（ 年 月）

No.	会 社 名	対象者氏名	対象期間の 日数 (a)	休日数 (b)	対象者の 休日率 (c=b/a)	休日率 (c の平均)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

○対象者：当該工事に連続 4 週間以上従事している者【非常勤（臨時）で従事する者及び交替要員は除く。】
○休日率が 1 週 2 休以上 (28. 5%) を達成できなかった場合は改善策を講じること。

完全週休 2 日制（土日）工事（交替制）休日率確認表／対象期間報告

（対象期間全体）

No.	会社名	対象者氏名	対象期間の 日数 (a)	休日数 (b)	対象者の 休日率 (c=b/a)	休日率 (c の平均)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

○対象者：当該工事に連続 4 週間以上従事している者【非常勤（臨時）で従事する者及び交替要員は除く。】